

大和市告示第 8 1 号

振動規制法に基づく特定工場において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動
について規制する地域等

振動規制法（昭和 5 1 年法律第 6 4 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、振動を防止することにより住
民の生活環境を保全する必要がある地域を次の 1 のとおり指定し、同法第 4 条第 1 項の規定に基づき、
特定工場等において発生する振動についての規制基準を次の 2 のとおり定め、平成 3 0 年 4 月 1 日から
施行する。

振動規制法に基づく特定工場において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について
規制する地域等（平成 1 2 年大和市告示第 8 0 号）は、平成 3 0 年 3 月 3 1 日限り廃止する。

平成 3 0 年 3 月 3 0 日

大和市長 大 木 哲

1 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域

市内全域

2 指定地域内の特定工場等において発生する振動の規制基準

区域の区分		時間の区分	
		午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から午前 8 時まで
第 1 種 区 域	I	6 0 デシベル	5 5 デシベル
	II	6 5 デシベル	5 5 デシベル
第 2 種 区 域	I	6 5 デシベル	6 0 デシベル
	II	7 0 デシベル	6 0 デシベル

備考

1 第 1 種区域の I 及び II 並びに第 2 種区域の I 及び II の区分は、次に定めるとおりとする。

(1) 第 1 種区域の I 都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第
1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地
域、第 2 種中高層住居専用地域及び田園住居地域として定められた区域

(2) 第 1 種区域の II 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種住居地域、第 2 種住居地域
及び準住居地域として定められた区域並びに同号の規定による用途地域の定
めのない地域

(3) 第 2 種区域の I 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工
業地域として定められた区域

- (4) 第2種区域のⅡ 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域として定められた区域
- 2 一の特定工場等が属する指定地域の区域の変更により、当該一の特定工場等に適用される振動の規制基準値が従前の規制基準値より小さい値となる場合にあつては、当該一の特定工場等については、当該変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなして規制基準を適用する。